



ライセンシー[リカーライセンス所持者]の方のための情報

本文書に関し不明な点があれば、酒類および大麻販売規制局へフリーダイヤル1 866-209-2111に電話で、またはEメールで LCRBLiquor@gov.bc.ca へお問い合わせください。

リカーライセンス、すなわち酒類販売免許を取得している方は、常時以下のものを提示することが義務付けられています。

- **リカーライセンス** — 酒類販売を行う場所で必ず目につきやすいところに掲示すること。
- **見取図** — 酒類および大麻販売規制局発行の承認見取図であること。これはカラー印刷で、分かりやすいこと。
- **Alcohol Sense[節度あるアルコール飲料の消費]に関する表示** — 社会的責任を明示するポスターかテントカードを少なくとも1枚販売を行う場所の目につきやすいところに掲示する。これらは酒類および大麻販売規制局から無料で提供される。
- **以下を含む酒類の価格と数量のリスト**
 - 販売する酒類の種類
 - 各飲料中のアルコール量（液量オンスまたはミリリットル）
 - 現在提供中のスペシャルドリンクなどの価格。
- **Serving It Right [SIR、酒類取扱資格]** — 従業員全員のSIR証書取得に関する全記録を必ず提供すること。この記録には各自のファーストネームとラストネーム、SIR証書の発行番号と有効期限が表示されていること。SIR証書を取得しているスタッフのみが店頭で酒類販売を許可されている。
- **インシデントログ** — すべての出来事を、インシデントログに記録しなければいけません。例えば、顧客に対しての入店拒否、敷地内でのけがや喧嘩、および警察や救急車が関わる事件などです。インシデントログには、出来事が発生した日時、状況説明、関係者、取られた処置、および関連販売の記録が記載されていなければいけません。
- **インシデントログ**：すべての出来事を、インシデントログに記録しなければいけません。例えば、顧客に対しての入店拒否、敷地内でのけがや喧嘩、および警察や救急車が関わる事件などです。インシデントログには、出来事が発生した日時、状況説明、関係者、取られた処置、および関連販売の記録が記載されていなければいけません。
- **酒類購入記録** — これは購入した酒類すべての領収書の記録で、現在御社店頭にあるすべての酒類の在庫を裏付けることを目的とする。酒類購入の請求書と領収書は他の購入物品の領収書と分けて、日付順に保管すること。コピーでも可。
 - 酒類はすべてBC政府直営の酒類販売店または酒類ディストリビューション支部、もしくは許認可を受けているブルーワリー、ワイナリー、蒸留酒製造所から購入しなければならない。民間の酒類販売店から酒類を購入してはならない。個人所有の酒類もしくは顧客の購入した酒類は店頭には保管しないこと。

全書類を施設内で保管し、立ち入り検査でいつでも提示できるようにしておかなければなりません。



注意 — IDを確認せずに未成年者に酒類を提供もしくは販売した場合、\$ 7000ドル以上の罰金を科せられます。酒類および大麻販売規制局は（19歳未満の）未成年者を雇用し、御社店頭で酒類の購入を試みたり、IDチェックが正しく行われているかどうか試すことがあります。

本文書には必ずしもライセンシーが承知しておくことすべてが含まれていませんので、ご注意ください。お手元のリカーライセンス並びに本規制局の Web サイト、<http://www.gov.bc.ca/liquorregulationandlicensing> に掲載の利用規約ハンドブックを必ずお読みください。